

○財政健全化法とは？

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）が、平成 19 年 6 月に公布されました。

この法律により、全ての地方公共団体において、平成 19 年度決算から、財政の健全性に関する各指標（健全化判断比率〔実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率〕及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに、公表することとなりました。

なお、平成 20 年度決算からは、4 つの健全化判断比率のうち 1 つでも、それぞれに設けられた「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を定め、早急に改善に努めなければなりません。

同様に、資金不足比率については、「経営健全化基準」が設けられていて、基準を超えた場合は、会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければならなくなります。

このように、財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計も併せた連結決算により、地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

○財政の健全度を判断するには？

4 つの指標で判断します。

①実質赤字比率

一般会計等（本市の場合、一般会計と庁舎整備基金運用特別会計）の実質赤字額の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率。

赤字か黒字かを判断する指標で、財政運営の深刻度を示します。

②連結実質赤字比率

公営事業会計を含めたすべての会計の赤字額と黒字額を合算した実質赤字額（公営企業会計においては資金の不足額）の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率。

その団体としての、全体の資金不足の程度を把握する指標で、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金の返済額やこれに準じる額の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率の 3 カ年平均値。

その団体として、どのくらいを借金の返済に充てているかなどの割合で、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、一般会計等の資金繰りの危険度を示す指標です。

④将来負担比率

年度末における、一般会計等が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある実質的な負担額の残高の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率。

一般会計等に加え、公営事業会計、一部事務組合等、地方公社（本市の場合は、福島地方土地開発公社）などを含めた全体の実質的な負担を把握する指標で、一般会計等が抱えているすべての負担が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分あるのかなど、その団体の将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

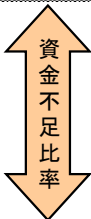
また、公営企業会計は、次の指標で判断します。

⑤資金不足比率

公営企業会計における事業の規模に占める資金の不足額の比率。

比率は、公営企業会計ごとに算定し、それぞれの経営状況の深刻度を示すものです。

■福島市のこれらの比率の対象となる各会計などの区分を図示すると以下のとおりです。

区 分				健全化判断比率					
一般会計等		一般会計		実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率		
		庁舎整備基金運用特別会計							
公営事業会計		国民健康保険事業費特別会計							
		介護保険事業費特別会計							
		後期高齢者医療事業費特別会計							
公営企業会計	法適	水道事業会計							
	一部法適	下水道事業会計							
		農業集落排水事業会計							
	法非適	公設地方卸売市場事業費特別会計							
	適	土地区画整理事業費特別会計							
一部事務組合等	伊達地方衛生処理組合			公債費分の負担がゼロのため、対象となっていない					
	福島地方水道用水供給企業団								
	福島県市町村総合事務組合								
	福島県後期高齢者医療広域連合								
	福島県市民交通災害共済組合								
独立行政法人		該当なし							
地方公社		福島地方土地開発公社							
第三セクター		該当なし							